

奨学生募集（その14）

各種奨学金について、申請や相談を希望する生徒は生活指導課まで申し出てください。

No	奨 学 金 名	募集人数	金 額	分 類	申 請 締 切 日	概 要
35	アフラック ①小児がん経験者 奨学金 ②がん遺児奨学金	①全国で 30名程度 ②全国で 140名程 度	月額 2万円	給付	2027年 2月末日	① 1、18歳未満で小児がん*を発症した小児がん経験者 で、経済的な理由により援助を必要とする方 2、応募対象年度4月時点において高等学校等に在学予 定の方 3、奨学金申請時における前年度の世帯の収入または 所得が下記の上限を超えない方 ② 1、主たる生計維持者を「がん」で失った遺児で、経 済的な理由により援助を必要とする方 2、応募対象年度4月時点において高等学校等に在学予 定の方 3、奨学金申請時における前年度の世帯の収入または 所得が下記の上限を超えない方 4、直近の学習成績が評定平均値3.5（5段階評価）以 上の方、評定値を付さない学校の在校生についてはこ れに相当する方、または特定の分野において全国ある いは都道府県レベルで優れた実績のある方（全国大会 出場等） ※「公益財団法人がんの子どもを守る会」のホーム ページより募集要項の確認や申請書類のダウンロード が可能です。申請締切日までに各自で書類の提出を完 了してください。
36	大阪府育英会 特別奨励金	申込資格 を満たす 者	10万円	給付	11月4日	以下の1及び2の要件を備え、3又は4のいずれかに該当 する者で、在学する学校長及び入所する施設長等が推薦す る生徒が対象です。 1．学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校 （中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含 む。）、高等専門学校又は専修学校高等課程（これに準ず る各種学校は、大阪府内に設置されているものに限る。） に在学し、翌春卒業見込みの者。 2．学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期 大学、専修学校専門課程（修業年限2年以上の課程に限 る。）に進学予定の者。 3．児童福祉法第27条第1項第3号に基づき、大阪府内の児 童相談所（子ども家庭センター）の措置により、里親若し くは小規模住居型児童養育事業を行う者に養育されている 者又は児童養護施設、障がい児入所施設、児童心理治療施 設若しくは児童自立支援施設に入所している者（契約によ り入所している者を含む。） 4．児童福祉法第33条の6第1項に基づく児童自立生活援助 事業（自立援助ホーム）に入居し、大阪府内に住所を有し ている者。 ・希望者は10月23日（金）までに生活指導課へ申し出 ること。学校への書類の提出を11月4日（水）までに完 了すること。

「申請締切日」は財団や協会が定める書類の必着日または消印有効日です。
学校が用意する書類は作成に数日かかることがあります。申請や相談は速やかに行ってください。